

# 道路外利便施設協定とは？

道路局路政課

今日も路政課はバタバタしています。やっと少し、仕事に慣れてきたシンイチも忙しそうです。

シンイチ

改正道路法が九月二八日に施行されたことで、その問い合わせがたくさん来ているんですよ。

ダイ蔵

へえ、どれどれ…。(シンイチの机の上のメモを見て) 本当にたくさん来てるねえ。新しい制度ができたからには多くの人に利用してもらいたいし、質問にはしっかりと答えないとね、シンイチ君。

シンイチ

それはわかっているんですが、なかなか難しいものも多くて。今日は今年三月の道路法(以下、

法)改正で新たに設けられた制度の一つである道路外利便施設協定の制度について細かく教えて頂きたいんですが。

ダイ蔵

法第四十七条の十七、第四十八条の十八、第四十八条の十九がそれぞれについて定めた規定だね。これらの規定が創設されたことにより、道路管理者と道路外利便施設所有者等が協定を締結し、道路と沿道の施設を一体的に管理できるようになったんだね。わからないところを言ってみてよ。

シンイチ

まず、法第四十七条の十七第一項において、道路外利便施設とは、「道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用

の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設」とされています。この協定締結の対象となる施設について、既存の施設に限らず新設する施設でもいいのかという質問が来ているんですが。

ダイ蔵

利便施設協定は、「当該区域外にあるそれらの工作物又は施設」と規定されているように、道路外利便施設及び道路外利便施設所有者等が存在してはじめて成立するものであり、道路外利便施設が設置されていない段階では、利便施設協定はしえないんだ。

ただし、あらかじめ当該道路外利便施設の設置を見越して、道路管理者は、利便施設協定について道路外利便施設所有者と所要の調整を行うこともできます。

ところで復習だけど、どのような工作物又は施設が協定の締結対象となりうるか覚えているかい？

シンイチ

同条において並木、街灯が定められているほか、「その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設」という政令委任があります。これを受

けて道路法施行令（以下、令）第三十五条の三の各号で次のように規定されています。

一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関する案内を表示する標識

三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）

四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

五 花壇その他道路の緑化のための施設

六 道路に接して設けられた公衆便所

#### ダイ蔵

完璧だね。このところ毎日政令改正の作業をしていたからか、すっかり頭に入っているようだね。

#### シンイチ

これについても質問があるのですが、例えば、どういう場合の通路が対象となるのですか？

#### ダイ蔵

道路に沿って設けられており、歩行者又は自転車の一般交通の用に供されているものであれば同条第一号の通路として対象となるね。

また、この同号の省令委任を受けて道路法施行規則（以下、規則）第四条の十六において通路に設けられた雨よけが協定の締結対象施設として規定されているね。

それから、法第四十八条の十七第一項各号においては協定において定める内容が規定されているよね。当該協定において、目的となる道路外利便施設、管理の方法、有効期間、違反した場合の措置、掲示方法、その他管理に関し必要な事項のそれぞれを規定しなければならないと定められているんだね。また、同条第二項において、協定については道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならないとされていますね。

#### シンイチ

どんどん質問していきますね。法第四十七条の十八第一項、第二項は協定の公告の規定であり、道路管理者は、利便施設協定を定めようとするときは公告をし、公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならないことを定めています。また、その期間中利害関係人は、道路管理者に意見書を提出できるとしています。

これについてなんですけど、どうしてこのような縦覧の規定があるのですか？

#### ダイ蔵

それは、道路管理者が、協定を締結しようとする相手方が真実の権利者であるかどうか、抵

当権者などの第三者の利益を害さないかどうか等について確認する必要があるからだよ。

ついでに、その条文にある利害関係人とはどのような者を指すのかについても知っておいた方がいいね。この利害関係人とは協定の締結者の他に、名義を詐称された真実の道路外利便施設所有者や抵当権等の担保物権を有する者等を含むものと解されるんだ。

#### シンイチ

なるほど。公告の内容については省令委任されており、規則第四条の十七で利便施設協定の名称、協定利便施設の名称及びその所在地、利便施設協定の有効期間、利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの縦覧の場所がその内容として定められていますね。

#### ダイ蔵

法第四十七条の十八第三項は協定の公示の規定であり、その内容について第一項の公告の規定と同様に省令委任されており、同じく規則第四条の十七において規定されているね。

#### シンイチ

この公示の規定は何のためにあるんですか？当然公告とは別の目的があるんですよね。

#### ダイ蔵

法第四十七条の十九において規定されていることなんだけど、この協定の効力は道路外利便

施設協定の公示のあった後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となった者に対しても及ぶものなんだ。そのため、新たに道路外利便施設所有者等となった者にも、容易に協定の内容を知ることができるように公示についての定めがあるのです。

シンイチ

なるほど。協定の効力が次の道路外利便施設所有者等にも及ぶからには、このような規定がないと、協定について知らないまま所有者となってしまう人が出てくるような混乱が生じますね。

次の法第四十七条の第十八第四項は、協定内容の変更の場合について法第四十七条の第十七第二項と法第四十七条の第十八第一項から第三項までの規定を準用するという規定ですね。

ダイ蔵

これは、利便施設協定において定めた事項の変更についても、新たに協定を締結するときと同様に、当該施設所有者等の全員の合意がなくてはならないし、公告や公示の手続きをとらなければならぬことを定めたものだね。

シンイチ

また、先程係長がおっしゃられたように、法第四十七条の十九は、協定締結の公示のあった後に当該施設の所有者が代わっても協定の効力

は承継するという利便施設協定の承継効についての規定ですね。どうしてこのような規定が設けられたのですか？

ダイ蔵

道路外利便施設所有者等は、道路外利便施設は民間の所有に属することから自由に譲渡、処分することができる上、相続、差押等によってその所有者が転々と変わることが予想されます。本来、協定は所有者が変わるたびに締結し直すことが必要なだけけれど、そのようなことは実務的に極めて困難だね。そこで協定効力を承継させることにより協定の効力を継続的に確保し、長期にわたる道路の通行者等への利便性の確保を可能とするためにこの規定が設けられたのですね。

シンイチ

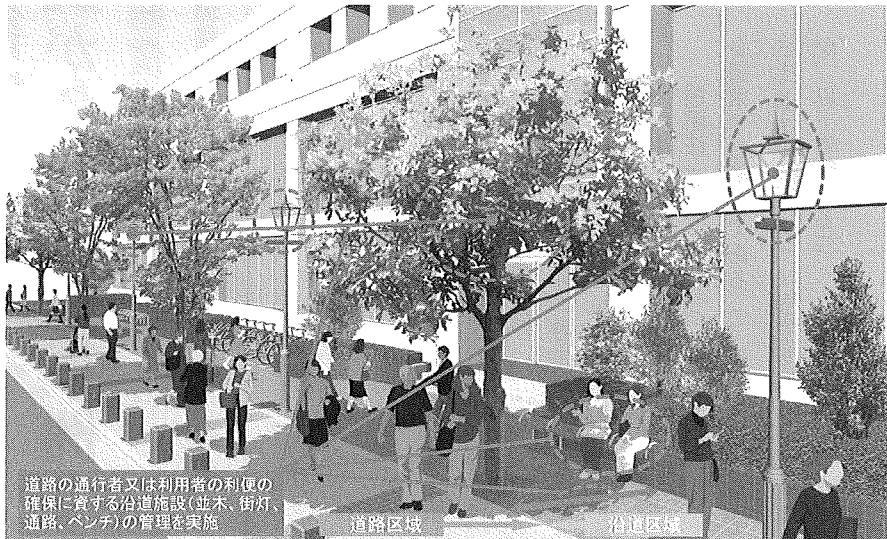
なるほど。今日でかなり道路外利便施設についてはわかった気がします。ダイ蔵係長、ありがとうございます。

ダイ蔵

うん。これからもわからないことがあったらなんでも聞いてくれよ。シンイチ君の理解が進めば進むほど、君のできる仕事が増えて、私の仕事が減るんだから。がんばれよ。

シンイチ

は、はい…。



道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する沿道施設(並木、街灯、通路、ベンチ)の管理を実施

道路区域

沿道区域

道路外利便施設のイメージ